

イベント等で食品の提供を考えている方へ

イベント等において、仮設の施設やテント等を設けて不特定多数の人を対象に食品を提供する場合(臨時営業)、営業許可の取得が必要です。
内容によっては、必要な申請手続きが異なる場合があります。このパンフレットを参考にいただき、**事前に最寄りの保健所までご相談ください。**

対象

- 1 祭典等(神社祭典、夏祭り等慣習的に食品の提供施設を伴う季節性行事)
- 2 地域行事(商工会等の団体が行う地域住民を対象とした行事)
- 3 地域物産展(地域振興に係る食品提供行事)
- 4 店舗行事(店舗の営業者等が行う行事)

手続き

1 相談(※)

申請する前に、イベント等の概要や臨時営業施設内(テント等)の図面、提供食品及び下処理・調理方法等を相談してください。

2 申請(※)

営業開始の2~3週間前までに申請してください。
また、申請に必要な書類や申請手数料等については下記保健所までお問い合わせください。

3 審査

申請内容を審査します。
なお、施設基準等に適合しない場合、許可されません。

4 交付

設備基準等に適合していることを確認後、営業許可証を交付します。

5 営業開始

営業許可証は外来者から見やすい場所に掲示してください。

**※ 相談や申請の際、調理方法等について詳細を聞くことがあります。
できるだけ申請者ご本人や営業内容を把握している方が行うようにしてください。**

営業期間

短期日の営業許可

営業期間は同一の場所にて7日間以内です。
悪天候などでイベントが延期された場合は、許可期限の2週間以内であれば保健所へ申し出ることで営業期間の変更ができます。

5年の営業許可

有効期間は、5年です。
ただし、同一の場所(同一敷地内や隣接する場所を含む)での営業期間の上限は年間30日間です。